

鷹栖中学校の部活動に係る活動方針

1 はじめに

鷹栖町立鷹栖中学校（以下「学校」）の部活動は、鷹栖町における部活動の方針（以下「鷹栖町方針」）に則り、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、以下の3点を重視して実施する。

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化芸術、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意し行う。
- 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の自主的で多様な学びや経験の場としての教育的意義を踏まえ行う。
- 部活動は教育課程外の活動であるが、学校教育の一環として行っており、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。

また、教員が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するため、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行う。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間計画の策定等

①学校教育目標等を踏まえ、鷹栖町方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、今年度、次の部活動を常設する。また、校内には部活動に係る相談・要望の窓口を設置する。

【運動部】○野球部 ○ソフトテニス部 ○バドミントン部 ○男子バスケットボール部 ○女子バスケットボール部 ○バレーボール部 ○剣道部
○クロスカントリースキー部

【文化部】○吹奏楽部

※常設する部活動以外で中体連大会に出場を希望する生徒がいた場合は、年度初めに希望を取りまとめ、別に協議した上で校長が総合的に判断する。

②上記①の活動方針及び「相談・要望窓口」の担当、連絡先等をホームページへの掲載等により公表する。

③各部活動の責任者（以下「顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）の作成し校長に提出する。

また、顧問は、計画を変更する場合、あらかじめ校長の承認を得ることとする。

- ④校長は、上記③の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教員や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。
- ⑤顧問は、年間及び毎月の活動計画のほか、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配布するなどして、当該部活動の活動が保護者・生徒の理解を得るよう努める。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ①本校は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動設置に努める。
- ②部活動運営について、部活動指導員の配置や部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮するとともに、部活動の開設・廃部のほか、顧問や生徒が抱える悩みの相談や部活動を学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場として「部活動推進委員会」を設ける。
- ③部活動指導員の配置に当たっては、鷹栖町教育委員会の指導の下、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、サービス（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等について指導し、徹底させるため、任用前及び任用後も定期的に研修を行う。
- ④校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑤上記③の、部活動指導員の任用・配置に当たっての留意事項については部活動指導員以外の部活動外部指導者にも適用するものとする。
- ⑥部活動指導員が指導を行う場合は、原則、単独で指導を行う。
- ⑦部活動指導員が引率を行う場合は、原則、単独で引率を行う。（生徒や大会日程等の事業により、複数名での引率が必要場合は、この限りではない。）

(3) 部活動に係わる相談・要望の窓口

校内に「部活動に係わる相談・要望の窓口」を次のように設置する。

【連絡先】

〒071-1251 上川郡鷹栖町11線6号 TEL0166-87-2008 FAX0166-87-2104

E-mail takachuu@educet.plala.or.jp

担当 教頭 上原 丈典

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 運動部活動における適切な指導の実施

- ①運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」等に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。校長は、これらの取組に当たって学校保健安全法（昭和33年法律第56号）等も踏まえるよう留意する。
- ②運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、次のことを配慮し指導を行う。
 - ア スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。
 - イ 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
 - ウ 熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮する。その際、活動時間の変更や活動の中止等も視野に入れて、柔軟に対応を検討すること。
 - エ 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツ・文化に親しむ基礎を培うことができるよう生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた練習内容、科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
また、専門的知見を有する保健体育担当の教諭や養護教諭等と連携・協力し発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 文化部活動における適切な指導の実施

- ①文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。校長は、これらの取組に当たって学校保健安全法等も踏まえるよう留意する。
- ②文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、次のことを配慮し指導を行う。
 - ア 生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること。
 - イ 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
 - ウ 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。

エ 生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動の積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。また、専門的知見を有する教師教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(3) 部活動用指導手引の活用

顧問、部活動指導員及び外部指導者は、関係団体等が作成した指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【休養日の設定】

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)。また、学校閉庁日は休養日とし、休養日の設定に当たって、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。なお、休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けるよう努める。
- ③ 連休での休養日についてはゴールデンウィークなどの土日を挟む連休(3連休以上)では、連休総数の4割以上の部活動休養日を設ける。
 - ・具体例 3連休の場合・・・4割=1.2日のため、1日以上休養日設定
 - 4連休の場合・・・4割=1.6日のため、2日以上休養日設定

【活動時間の目安】

- ① 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。

なお、気象庁等の熱中症警戒アラートが発せられた当該地域・時間帯は、原則として活動を行わない。
- ② 移動時間の活動への配慮として、合同練習や試合参加のための移動時間については、生徒の活動時間に含めないこととする。ただし、長時間の移動を伴う活動については、生徒の健康や学習を考慮した回数とする。

(2) 適切な設定と公表

顧問は、鷹栖町方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を適切に設定する。また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、活動状況等を公表するとともに、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(3) 町独自の休養日及び活動時間等の設定

上記基準による他、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前3日、及び、学力テスト前日、職員会議日、校内研修日は、部活動休養日を設ける。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

- ①既存の部活動の課題の解決を図りながら、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置を検討するよう努める。
- ②部活動の設置や統廃合に当たっては、ガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解の下、長期的視点で行う。
- ③合同部活動は、関係する学校の校長が協議し、生徒と顧問、部活動指導員及び外部指導者の負担を考慮の上、実施の可否や合同練習の実施回数を判断する。
- ④障がいの有無や得意不得意に関わらず生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、個別の課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間等の工夫や配慮をした部活動の環境整備に努める。
- ⑤部活動が、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意見に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に体験できるよう配慮する。

(2) 部活動の地域連携

- ①「たかす総合型地域スポーツクラブ」をはじめとする、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・文化芸術等の活動の環境整備を進める。
- ②「たかす総合型地域スポーツクラブ」が、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進めるため、校長は、現状や課題を共有し、今後のスポーツ環境の在り方を協議する場に参画して検討を行う。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

本校は、本方針の「4 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、部活動が参加する大会、コンクール等の回数等について検討し、参加する大会等の精査に努める。

7 部活動の充実に向けて

- (1) 本校は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げて

- いる事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努める。
- (2) 部活動において、顧問、部活動指導員及び外部指導者の生徒との信頼関係づくりが活動の前提となり、体罰や生徒の人間性及び人格の尊厳を損ねたり否定するような発言・行為は許されないことの指導・徹底に努める。
 - (3) 校長は、顧問、部活動指導員及び外部指導者に対して、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することを指導・徹底する。
 - (4) 顧問は、保護者に部活動を公開する場を設けるなど、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組める環境づくりに努める。
また、上記6の精査に当たっては、部活動が地域の人々の協力や地域の関係団体との連携、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子供を育てるという視点が重要であることに十分配慮して、判断する。
 - (5) 部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

8 終わりに

本方針は、鷹栖町教育委員会や学校の取組状況などを踏まえるとともに、国(文部科学省、文化庁、スポーツ庁等)や中央教育審議会の動向等も注視しながら、必要に応じて、内容の見直しを行う。